

福島ロボットテストフィールド使用規約

本規約は予告なく変更する場合がありますので、必ず最新情報を確認すること。

(https://www.fipo.or.jp/robot/use_procedure/)

第一条<目的>

1. 本規約は、福島ロボットテストフィールド条例（平成30年福島県条例第63号。以下「条例」という。）第3条で規定する施設及び附属設備のうち条例別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用する者（条例第7条第1項前段の規定による承認を受けた者及び同項後段の規定による変更の承認を受けた者（以下これらを「使用者」という。）」が、施設等を使用するに当たり遵守すべき事項等について、条例及び福島ロボットテストフィールド条例施行規則（平成30年福島県規則第59号。以下「規則」という。）の範囲において、その詳細を定めるものである。

第二条<使用の承認手続>

1. 使用の承認の申請に当たっては、「福島ロボットテストフィールド使用承認申請書（規則様式第1号）」のほか、同様式備考5で規定する指定管理者が内容確認のため必要と認める資料として、使用の目的・内容実施体制、スケジュール等の詳細を記載した「使用計画書」を提出すること。
2. 申請は、本規約に同意の上、行うものとし、申請をもって本規約に同意したものとみなす。
3. 承認を受けた事項を変更しようとするときは、「福島ロボットテストフィールド使用変更承認申請書（規則様式第3号）」及び変更後の「使用計画書」（内容に変更が有る場合のみ）を提出すること。
4. 使用開始日の前日までに使用計画及びその他必要な事項について、指定管理者と協議を行うこと。なお、福島ロボットテストフィールドの敷地（以下「敷地」という。）の外で無人航空機の飛行を行う場合には、必ず面談により協議を行うこと。
5. 定められた期限までに条例及び規則で定める使用料を納めること。
6. 使用の承認又は使用の変更の承認に係る使用を取りやめようとするときは、速やかに書面でその旨を指定管理者に届け出ること。

第三条<承認書の携帯等>

1. 使用責任者は、「福島ロボットテストフィールド使用（使用変更）承認書（規則様式第2号）」を携帯し、指定管理者から請求があったときは、それを提示すること。また、指定管理者が配付する入場証及び本人確認書類（自動車運転免許証等）を使用責任者及びその他使用者全員が携帯し、指定管理者から請求があったときは、それを提示すること。

2. 敷地内に車を駐車する際は（研究棟の駐車場に駐車する場合を除く。）、駐車許可証を車内前方の見やすい場所に掲示すること。

第四条＜権利義務の譲渡等＞

1. 施設等を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

第五条＜使用開始及び原状回復＞

1. 使用する当日は、施設等の使用を開始する旨を指定管理者に連絡し、その確認の下、使用を開始すること。
2. 施設等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状回復するとともに、指定管理者へ終了の報告を行い、その確認を受けること。

第六条＜禁止事項＞

1. 次の事項に該当する行為を行ってはならない。また、指定管理者が次の事項に該当する行為として認め、施設等の使用の中止や敷地からの退去などを命じた場合は、直ちにその指示に従うこと。
 - (1) 条例、規則、本規約、その他関係法令に違反する又はそのおそれがある行為
 - (2) 関係官公署の指示に反する行為
 - (3) 申請書、使用計画書の内容と異なる使用
 - (4) 使用の承認に付した条件に違反する使用
 - (5) 偽りその他不正な手段により承認を受けた使用
 - (6) 飲酒後の敷地への入場又は敷地内での飲酒
 - (7) 所定の場所以外での喫煙又は飲食
 - (8) ごみの投棄
 - (9) 薬物、体調不良等により正常な判断ができない状態で施設等を使用する行為
 - (10) 集団的に又は常習的に、暴力的不法行為、反社会的行為などを行うおそれがある組織の利益になる行為
 - (11) 他の使用者の同意なく他の使用者又はその持込機器等を撮影その他の記録を行う行為
 - (12) 他の使用者に危害又は迷惑を及ぼす行為
 - (13) 指定管理者の運営を妨害する行為
 - (14) 指定管理者の許可なく物品販売又は頒布、撮影（使用承認に伴うものを除く）、募金行為、宗教活動、政治活動等を行う行為
 - (15) 指定管理者の許可なく使用の承認を受けた施設及び当該施設に移動するための道路、研究棟以外の場所へ立ち入る行為
 - (16) 福島ロボットテストフィールドの施設、附属設備、資料等を毀損し、若しくは汚損する行為又はそのおそれがある行為
 - (17) 音、振動、臭気の発生等により、福島ロボットテストフィールド周辺に迷惑を及ぼす行為又はそのおそれがある行為

- (18) 指定管理者の許可なくたき火その他火気を用いる行為
- (19) 指定管理者の許可なく敷地内へ危険物その他第三者に危害を及ぼすおそれがある機器等を持ち込む行為
- (20) 指定管理者の許可なく使用計画書に記載した以外の無線 LAN 等の電波を発信させる行為
- (21) 災害その他事故により施設等の通常使用ができなくなった場合に使用を継続する行為
- (22) 福島ロボットテストフィールドにおける秩序を乱し、又は公序良俗を害するおそれがある行為
- (23) その他管理上支障があるとして指定管理者が禁止する行為

第七条<遵守事項>

1. 次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 条例、規則及び本規約を遵守すること。
 - (2) 航空法、電波法、道路交通法その他の関係法令を遵守すること。
 - (3) 指定管理者の指示に従うこと。
 - (4) 使用責任者は、施設等の使用に関する全てについて責任を持ち、安全管理を行うこと。
 - (5) 使用者の責任において防災、防犯等の安全対策を講じること。
 - (6) 施設からの避難方法、防災設備の位置及びその使用方法を事前に把握すること。
 - (7) ヘルメットの着用、その他必要な安全対策を図ること。
 - (8) 使用者が持ち込む機器は、施設等での使用の前に正常に動作することを確認した上で使用すること。また、当該機器を使用者以外が使用しないよう、保管管理を徹底すること。
 - (9) 人の死傷、第三者の物件の損傷、使用時における機体の紛失又は他のロボット・航空機との衝突若しくは接近等の事故が発生した場合には、負傷者の応急処置その他の必要な措置を講じるとともに、指定管理者に直ちに連絡すること。また、事故現場の撮影記録などを含む事故報告書を指定管理者に速やかに報告すること。
 - (10) 人の死傷、第三者の物件の損傷などの事故が発生した場合には、使用者の責任において所管する警察署、消防署その他の必要な機関に直ちに連絡すること。
 - (11) 事故が発生した場合には、使用者の責任において事故を起こした機体又は機器を回収すること。
 - (12) 事故により第三者に損害を与えた場合には、使用者の責任において第三者と協議し、解決を図ること。
 - (13) 火災事故が発生した場合には、火災報知器の作動、初期消火活動その他の必要な措置を講じるとともに、指定管理者に直ちに連絡すること。
 - (14) 機体の消耗部品やごみ、その他の不要物は、全て使用者の責任で持ち帰ること。なお、使用者がそれを怠り、指定管理者がその処理を行ったことにより発生した費用は、全て使用者の負担とする。
 - (15) 福島ロボットテストフィールド構内道路における車両の制限速度は 30km/h とする。
 - (16) 敷地内の道路を通行する際、上空を無人航空機等が飛行する場合があるとして注意喚起

がなされている部分においては、周囲の飛行状況を確認し、上空に無人航空機が飛行している場合には通過するまで待機または迂回すること。

第八条<免責及び損害賠償>

1. 使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害については、指定管理者又は福島県の責めに帰する事由がある場合を除き、指定管理者又は福島県は一切の責任を負わない。
2. 使用者が条例、規則及び本規約に違反したことによって使用者が被った損害又は第三者に与えた損害については、原因の如何を問わず、指定管理者又は福島県は一切の責任を負わない。
3. 指定管理者により使用の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、若しくは施設等の使用を中止された場合、又は入場を拒否し、若しくは退場若しくは退去を命じられた場合の損害については、指定管理者又は福島県は一切の責任を負わない。
4. 使用者の機会損失等の得べかりし利益については、指定管理者又は福島県は一切の責任を負わない。
5. 使用者から取得した情報が不正確であることによって使用者又は第三者に生じた損害については、指定管理者又は福島県は一切の責任を負わない。
6. 使用者が施設等内の施設、設備、備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、使用者がその損害を賠償しなければならない。
7. 使用者が条例、規則及び本規約に違反したことによって、指定管理者又は福島県に損害が生じた場合には、使用者がその損害を賠償しなければならない。

第九条<情報の提供>

1. 施設等を使用時に取得した画像、映像その他の情報について、指定管理者又は福島県から提供を求められた場合には、機密事項に該当する情報を除き、可能な範囲で協力すること。
2. 使用計画書に記載する飛行スケジュール、飛行区域、機体の種類、機体数及び使用周波数帯の情報については、他の使用者から使用の安全を目的として指定管理者に情報提供の依頼があった場合には、敷地内の安全を確保するため、他の使用者に提供されることがある。なお、特段の事情があって他の使用者に提供できない場合、その旨をあらかじめ申し出ること。
3. 使用の安全を図るため、敷地内の他の使用者が使用予定の機体の種類、機体数及び使用周波数帯（指定管理者が使用計画書により把握し、かつ、提供可能な情報に限る。）について、情報の提供を受けることを希望する場合は、指定管理者に申し出ること。

第十条<屋外の無人航空機使用に関する事項>

1. 地上 150m 以上の空域を飛行するなど飛行禁止空域を飛行する場合は、国土交通大臣の許

可を受けた上、指定管理者に申請書類一式と許可通知の写しを提出するとともに、原本又は写しを携行すること。

2. 夜間飛行、目視外飛行、30m未満の飛行、イベント上空飛行、危険物輸送、物件投下など航空法に基づく承認が必要となる飛行を行う場合は、国土交通大臣の承認を受けた上、指定管理者に申請書類一式と許可通知の写しを提出するとともに、原本又は写しを携行すること。
3. 無人航空機が敷地内を飛行する場合において、使用の承認のない施設等の30メートル以内は、原則、飛行しないこと。なお、使用の承認を受けた施設等を飛行するに当たって、施設毎に飛行可能な具体的な範囲については、別に定める。
4. 接近の可能性のある航空機・無人航空機を確認した場合には、無人航空機を飛行させないこと。
5. 国土交通省から飛行自粛等の要請があった際には、要請に従うこと。
6. 離着陸時には、同伴者や周囲にいる第三者に知らせ安全確認をすること。
7. 荒天その他の安全な飛行が確保できない状況となった際には、速やかに飛行を中止すること。
8. 敷地内の道路を無人航空機が横断する場合、あらかじめ当該道路部分に注意喚起の看板等を設置し、通行者に注意を促すこと。
9. 福島ロボットテストフィールド外周の道路30m以内で無人航空機を飛行させる場合、近くに監視者を配置し、無人航空機が付近の道路交通の妨げにならないよう無人航空機を誘導する。事故等により支障が生じた場合は、道路交通法上の必要な処置をとること。
10. 使用者の飛行時間や飛行経路に関して他の使用者と個別に調整する必要が生じた場合、これに誠意をもって応じるとともに、双方にとって妥当な解決を目指すものとする。

第十一条 <各施設に関する事項>

<通信塔に関する事項>

1. 通信塔を使用するに当たっては、第六条に加えて、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 指定管理者の許可なく、通信塔に登ること。
 - (2) 通信塔の設備（通信アンテナ、気象観測装置、空域監視装置）又は他の使用者が持ち込んだ機器に触れること。
 - (3) 通信塔から物を落下させること。
 - (4) 通信アンテナ、気象観測装置、空域監視装置に接続するパーソナルコンピュータについて、取扱説明書で定めた操作以外の操作を行うこと（電源の遮断、持込USB機器の接続等）。
2. 通信塔を使用するに当たっては、第七条に加えて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 通信塔、気象観測装置、空域監視装置の各仕様及び性能を十分に確認、把握した上で使用すること。
 - (2) 通信塔を用いて敷地外を飛行する場合、事前に関係機関と必要な調整を行うこと。
 - (3) 通信塔からの通信遮断に起因する操縦不能、又は気象観測装置若しくは空域監視装置が

測定した数値と実際の周辺環境の実数値との間に生じた誤差等に起因する操縦不能その他通信塔の機能に起因して操縦不能が生じた場合に、通信塔の機能によらず無人航空機の操縦不能を直ちに回復する対策又は無人航空機を安全に着地させる対策を講じた上で使用すること。

- (4) 通信塔に登る場合は、指定管理者の許可のもとヘルメット、安全帯（フック付）、スカイロック、滑り防止靴等の必要な安全対策を講じるとともに、天候等の変化により安全が確保できない状況となった際は、速やかに退出すること。
- (5) 通信塔に持ち込み機器を設置する場合はフックを使用し、落下等が生じないよう、専門事業者等により確実な据え付けを行うこと。

<試験準備棟に関する事項>

1. 試験準備棟を使用するに当たっては、第六条に加えて、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 許可なく他の使用者が利用しているフロアへ立入ること。ただし、整備室使用者は、構造上、準備室2の使用者が整備室を通り抜けることをあらかじめ承認したものとする。
 - (2) 扉付近に開閉の妨げになるようなものを配置すること。
 - (3) 各部屋や備品の仕様の限度を越えて使用すること。
2. 試験準備棟を使用するに当たっては、第七条に加えて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 試験準備棟を離れる場合はドアの施錠、消灯を必ず行うこと。また、空調設備の電源も必ず落とすこと。
 - (2) 貴重品や各自の荷物は使用者の責任において管理すること。紛失、盗難などの一切の責任を福島県又は指定管理者は負わない。
 - (3) 備品を移動させた場合は、所定の位置へ戻すこと。

<試験用プラントに関する事項>

1. 試験用プラントを使用するに当たっては、第六条に加えて、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 許可なく他の使用者が利用しているフロアへ立入ること。
 - (2) 試験用プラントから物を落下させること。
 - (3) 扉付近に開閉の妨げになるようなものを配置すること。
 - (4) 各フロアや備品の仕様の限度を越えて使用すること。
2. 試験用プラントを使用するに当たっては、第七条に加えて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 試験用プラントを離れる場合はドアの施錠、消灯を必ず行うこと。
 - (2) 試験用プラントを使用する際は、ヘルメット、安全帯、滑り防止靴等の必要な安全対策を講じるとともに、天候等の変化により安全が確保できない状況となった際は、速やかに退出すること。

- (3) 貴重品や各自の荷物は使用者の責任において管理すること。紛失、盗難などの一切の責任を福島県又は指定管理者は負わない。
- (4) 備品を移動させた場合は、所定の位置へ戻すこと。

<ヘリポートに関する事項>

1. ヘリポートを「場外離着陸場」として使用する場合は、航空法第79条ただし書きによる許可申請書と許可申請に必要な書類に必要な事項を記入のうえ、東京航空局仙台空港事務所へ書類を提出し、手続きを行うこと。
2. ヘリポートを「場外離着陸場」として使用する場合、「場外離着陸場」としての使用目的以外での使用はしてはならない。
3. ヘリポートを「場外離着陸場」として使用する場合、第七条に加えて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 離着陸しようとするときは、誘導員を配置してその安全を確保すること。
 - (2) 燃料庫及び燃料の管理は使用者が責任をもって行うこと。

<滑走路に関する事項>

1. 滑走路を使用するに当たっては、第六条に加えて、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 事前に指定管理者の許可を得ていない無人航空機以外の車両等重量物を滑走路内に侵入させる行為。
 2. 滑走路を使用するに当たっては、第七条に加えて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 離着陸の際は、使用者が事前に舗装、その他施設の状況を確認し、状況に応じて適切に離着陸を行うこと。

第十二条<協議事項>

1. 本規約に定める事項の解釈の疑義及び本規約に定めのない事項が生じた場合には、信義誠実の原則に基づき、指定管理者と協議し、解決を図るものとする。

第十三条<紛争の解決方法>

1. 福島ロボットテストフィールドの使用に関する一切の紛争に関しては、福島ロボットテストフィールドの所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

附則

- 1 平成31年3月31日までの間で指定管理者を指定するまでの間、本規約中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。
- 2 本規約は、平成31年8月1日から施行する。

附則

- 1 この改正後の規約は、平成30年12月25日から施行する。
- 2 この改正後の規約は、平成31年2月26日から施行する。
- 3 この改正後の規約は、平成31年4月26日から施行する。